

青森県報

第三千六百六十七号

平成二十五年

三月十八日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課) ……三

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

基本測量の終了……………(監理課) ……四

右 同……………(同) ……四

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県北地域) ……四

右 同……………(県北地域) ……五

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……五

右 同……………(同) ……六

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任……………(県北地域) ……六

右 同……………(同) ……六

規 則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「いう。」並びに「をいう。」に改め、「平成二十年環境省令第一号」の下に「並びに青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十二号)」を加える。

第二条第二十四号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十五号様式の(表面)中「第9条第5項」を「第9条第6項」に「写真および付欄」を「写真貼付欄」に、「青森県収入証紙ちよう付欄」を「青森県収入証紙貼付欄」に改める。

「監」に改め、同様式の注の2中「監で出願に」を「監で出願に」に改め、同注の8中「出願に」を「監で出願に」に改める。

第十七号様式中「監9第5項」を「監9第6項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
一 二 三 の 一	弘前市大字 駒越字村元	一 二 三 の 一	弘前市大字 紺屋町六六	居宅介護事業者 主たる事務 所の所在地
株式会社 ライフア リーナ				
通所介護		訪問介護		居宅介護 事業の種 類
一 二 三 の 一	苑 岩 木	一 二 三 の 一	ピ ス セ イ	
ヘルパー センター スマイル ヨースマ イル				
平成 二 四 ・ 二 ・ 五				変更 年月 日

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	居宅介護支援事業者 主たる事務 所の所在地
株式会社 ダイアリー ナ				
訪問看護		訪問介護		居宅介護支援事業所 所在地
三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	
訪問看護 センター バスター ンチク		ヘルパー センター バスター ンチク		変更 年月 日
平成 二 四 ・ 二 ・ 五				

青森県告示第百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	居宅介護支援事業者 主たる事務 所の所在地
株式会社 ダイアリー ナ				
訪問看護		訪問介護		居宅介護支援事業所 所在地
三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	三 〇 三 番 町 六 の 一	十和田市東 三番町六の 二五	
訪問看護 センター バスター ンチク		ヘルパー センター バスター ンチク		変更 年月 日
平成 二 四 ・ 二 ・ 五				

青森県告示第百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
三〇 十和田市東 三番町六の	二五 三番町六の	三〇 三番町六の	二五 三番町六の	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	名称 株式会社 ライフア リーナ
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	介護予防事業所 主たる所在地
ばヨステ ンちく	ばヨステ ンちく	ばヨステ ンちく	ばヨステ ンちく	苑岩木 ター ピ セイ サ	苑岩木 ター ピ セイ サ	イル ヨ ス マ	イル ヨ ス マ	名称
三〇 十和田市東 三番町六の	二五 三番町六の	三〇 三番町六の	二五 三番町六の	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	一三 駒越字村元	所在地
"	"	三三 一	三三 一	"	"	平成 二二 五	平成 二二 五	変更 年月 日

青森県告示第二百一十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
十和田外科内科	十和田外科	名称
		所在地
		変更年月日

青森県告示第二百一十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退 年月日
さくら訪問看護 ステーション	八戸市根城三丁目一〇の二二	平成三三 一

青森県告示第二百一十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

名 称	所在地	担当する医療の種類	指定辞退年月日
総合リハビリ美保野病院	八戸市大字大久保字大山三一の二	整形外科に関する医療	平成二五・二五
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	形成外科に関する医療	二五・四一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

青森県告示第二百五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十四年七月十日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十四年十一月二十日から平成二十五年三月四日まで

三 作業地域

五所川原市

青森県告示第二百七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 称	届 出 事 項	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間 場 所
			指定漁船調書の縦覧

小泊	北津軽郡中泊町大字小泊字水潤一七の二 伊藤 裕 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊一七 佐藤 輝男 北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一 五の一 久保田 一	平成二十五年三月十八日 日から同年 四月一日ま で	小泊漁業協 同組合
下前	北津軽郡中泊町大字小泊字下前一九四 山田 義孝 北津軽郡中泊町大字小泊字下前九〇の二 成田 金博 北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二 磯野 勝治	同右	下前漁業協 同組合
鱈ヶ沢	西津軽郡鱈ヶ沢町大字浜町一三の二 富本 健嗣 西津軽郡鱈ヶ沢町大字舞戸町字上富田一 九八の三九 小山内 早人 西津軽郡鱈ヶ沢町大字田中町五九 三ツ谷 正一	同右	鱈ヶ沢漁業 協同組合
風合瀬	西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二 三四の三 坂崎 清美 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 九〇の三 山本 隆幸 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一 八九の四 山本 忠則	同右	風合瀬漁業 協同組合

青森県告示第二百八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名	届 出 事 項	期 間	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 場 所
野牛	発起人の住所及び氏名 下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三五の八 住吉 均 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五の七 圓子 紀之	平成二十五年三月十八日 日から同年 四月一日ま で	野牛漁業協 同組合
易国間	越 膳 祐治郎 下北郡風間浦村大字易国間字小易国間二 の一五 越 膳 稔徳 下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二 越 膳 稔徳 下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の 五 金田一 善唯	同右	易国間漁業 協同組合
横浜	上北郡横浜町字大豆田一一 二木 春美 上北郡横浜町字下川原四の八 天間 幸人 上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七 森川 末勝	同右	横浜町漁業 協同組合

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月二十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぬくもりの会
 - 三 代表者の氏名
木村 泰造
 - 四 主たる事務所の所在地
八戸市類家四丁目二の三
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市及び周辺市町村を対象とし、障がい者に対して福祉に関する相談並びに情報の収集、提供、社会教育の推進を図る活動を行うと共に、地域住民との交流の場を設定することによって、福祉の心の輪を広げ、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十五年三月十八日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森ファイナンシャル・アカデミー
 - 三 代表者の氏名
菅原 伊佐雄
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市大字浪館字近野一三の二三
 - 五 定款に記載された目的

この法人は、学生はもとより一般社会人に対し、経済、金融、ビジネス及びキャリア等についての教育、啓蒙、普及活動等を行ない、豊かな社会生活が広く実現できることに寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年三月十八日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

役員別の区別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	高橋 秀男	五所川原市大字種井字山野辺二二八	平成二五・一・二〇

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年三月十八日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

役員別の区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	久米田栄一	北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝三九の	平成二五・二・二六

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	